千葉市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

千葉市教育委員会委員長 竹 蓋 幸 生 千葉市教育委員会規則第4号

千葉市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する規則

千葉市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則(昭和 44年千葉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1千葉市立緑町中学校の部千葉市立登戸小学校の項中「汐見ケ 丘町」を「汐見ケ丘町、千葉港(市立幸町第三小学校通学区域を除く。)、 中央港1丁目。ただし、千葉港(市立幸町第三小学校通学区域を除く。) 及び中央港1丁目については、市立新宿中学校の通学区域とする。」に改 め、同表千葉市立新宿中学校の部千葉市立新宿小学校の項中「、千葉港 (市立幸町第三小学校通学区域を除く。)」を削り、「中央港1、2丁目」 を「中央港2丁目」に改め、同表千葉市立犢橋中学校の部中「犢橋町、」 を「犢橋町(市立宮野木小学校通学区域を除く。)、」に、「長沼原町の一 部(ただし、犢橋町の一部については、市立さつきが丘中学校通学区域 とする。)」を「長沼原町の一部。ただし、犢橋町(市立宮野木小学校通 学区域を除く。)の一部については、市立さつきが丘中学校通学区域とす る。」に改め、同表千葉市立緑が丘中学校の部千葉市立宮野木小学校の項 中「園生町の一部」の次に「、犢橋町の一部」を加え、同表千葉市立花 見川第二中学校の部千葉市立花見川第四小学校の項を次のように改め、 千葉市立花見川第五小学校の項を削る。

校

千葉市立花島小学 | 花見川2番10~44棟、花見川8番、9番、花 島町、天戸町の一部。ただし、花島町について は、市立花見川第一中学校通学区域とする。

別表第1千葉市立打瀬中学校の部千葉市立打瀬小学校の項中「1丁目、 2丁目3~6番、11~13番、20、21番」を「1丁目1~6番地、 2丁目3~6番地、11、12番地」に改め、同部中

Γ

千葉市立海浜打瀬	打瀬2丁目1、2番、7~10番、14~
小学校	1 9 番、 2 2 ~ 2 4 番、 3 丁目

を

г

千葉市立海浜打瀬	打瀬2丁目1、2番地、7~10番地、3	
小学校	丁目1~8番地、10番地	1-
千葉市立美浜打瀬	打瀬1丁目7~11番地、2丁目13~	IC
小学校	2 4 番地、3 丁目 9 番地、1 1 ~ 1 4 番地	

J

改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。